

八潮市市民活動推進委員会報告書

—市民活動支援センターの設置について—

令和3年3月
八潮市市民活動推進委員会

●報告書の提出にあたって

市民活動推進委員会では、令和元年度から令和2年度にかけて「協働を推進・支援する組織・拠点の整備」について協議し、「市民活動支援センター（中間支援組織）の設置」を提言の柱とすることで委員の同意が得られたところです。

一方で、提言をまとめる議論のなかで、市民活動支援センターの位置づけや実施すべき事業などについて各委員に認識の違いがあり、改めて課題などを整理する必要があることが分かりました。

そのため、令和2年度末までにまとめた提言とともに、今後検討が必要な課題を以下にまとめ、報告書として提出いたします。

この報告書の内容について、次期の市民活動推進委員会において議論を深めてくださいますようお願いいたします。

1. はじめに

市民活動推進委員会（以下、「本委員会」という）は、平成30年度に「協働のまちづくりを推進していくために」－八潮市市民活動推進委員会提言書－を提出しました。

令和元年度から令和2年度にかけて、この提言書に挙げた課題である「協働を推進・支援する組織・拠点の整備」について優先的に協議し、市民活動支援コーナーの機能拡充も含め、中間支援組織の設置や活動拠点の整備・拡充の検討を行いました。

このたび、市民活動の推進に向けた協議結果がまとまりましたので、下記のとおり提言します。本委員会の強い思いを込めたこの提言を是非受け止めていただき、市民活動の活性化につながる多くの施策を八潮市が実施されることを切望するものです。

また、新型コロナウイルス感染症の流行によるステイホームの推奨や3密の回避など、市民活動がしにくい現状では、市民活動が衰退していく恐れがあります。しかしその一方で、行動に制約があるコロナ禍の状況下では身近な地域に目を向ける人々が増加していくこともあり、市民活動が活性化していく可能性があります。本委員会では、『With コロナ時代』であるからこそ、市民活動を活性化させ、地域力を高め、市民活動を点から線、線から面へと広げるため、その拠点となる『市民活動支援センター』の設置について提言いたします。

2. 八潮市の課題と背景

本委員会が、「協働を推進・支援する組織・拠点の整備」について協議している中、次のような課題が挙がりました。

課 題	課 題 の 背 景
効果的な情報発信 市民活動の魅力アピール 市民活動に参加するきっかけづくり 参加意識の醸成	市民活動支援コーナーの認知度が低い 市民も市職員も参画・協働の意識が低い 市民活動団体の固定化・高齢化が進んでいる コロナ禍において、市民活動が衰退していく恐れがあり、さらなる支援が必要である
人材の確保・育成 窓口の質の向上	市民活動支援コーナーに配置されている専任職員が会計年度任用職員であることから判断権限を有さないため、相談や企画要望がスムーズな解決や実施に至らない
相談窓口・情報の一元化	市民活動団体が、市と協働を希望する場合にどう行動すればいいのか手順が不明瞭である
運営時間の延長	市民活動支援コーナーの運営時間が短い (現状は9時から16時)
実施事業の見直し ボランティアセンターとの連携の強化	やしお生涯学習館及び市民活動支援コーナーとボランティアセンターで似通った内容の事業が多く、市民にわかりにくい

3. 提言

2. で挙げた課題を解決するための具体的な方策として、提言します。

市民活動支援センター(中間支援組織※)を設置する

①(仮称)運営委員会を設置する

②市民活動支援センターは民間による運営を検討する

市民活動支援センター(中間支援組織)を設置する

この提言で期待できる効果

- ① 効果的な情報発信
- ② 市民活動の魅力アピール
- ③ 市民活動に参加するきっかけづくり
- ④ 参加意識の醸成
- ⑤ 専門知識を持つ人材の確保・育成
- ⑥ 窓口の質の向上
- ⑦ 相談窓口、情報の一元化

市民活動とは、市民（個人又は団体）が福祉や環境保全、防災、まちづくり等といった地域課題の解決のために自主的に活動することを指します。この活動に対し、現在、本市で情報提供や相談を行っている拠点が市民活動支援コーナーです。

しかしながら、従来から、専門知識を持った職員の不足や運営時間の短さなどが影響し、相談や企画要望がスムーズな解決や実施に至らないという指摘がありました。

市民活動団体が、活動を円滑に進めるためには、その活動をリードし、多様化するニーズに応え、様々な団体が個々に取り組んでいる活動を連携・協働させる中間支援組織が必要となります。

本委員会は、現行の市民活動支援コーナーを発展的に解消し、市民活動支援センター（中間支援組織）を設置することが、協働のまちづくりの推進のために必要であると考えます。

中間支援組織として設置する市民活動支援センターには、市民活動を効果的に支援するため、次の5つの機能を求めます。



市民活動支援コーナー（やしお生涯学習館2階）

市民活動支援センターに求める主な機能

- ① 相談機能
- ② 情報収集・提供機能
- ③ 人材育成・啓発機能
- ④ 団体間又は市や企業など各機関との協働を仲介するコーディネート機能
- ⑤ 他団体・機関との連携・協働するコラボレーション機能
- ⑥ その他、団体の自立支援に関する機能

利用者の多様なニーズに応えるために、市民活動に関する専門知識や経験を有する人材の確保・育成や、運営時間を延長するほか、相談内容の充実を図る必要があります。

団体の活動に伴う規約や決算書の作成といった庶務・会計等に関する相談や、協働の仲介（コーディネート）は、新規団体の自立支援や既存団体のスキルアップにつながります。

併せて、ボランティア活動団体・市民活動団体や、生涯学習人財バンク、共催・後援等に関する情報や相談窓口を市民活動支援センターに集約させ、市民からの相談業務や効率的な事業実施などにつなげることが望ましいと考えます。

①(仮称)運営委員会を設置する

市民活動支援センターは、市民にとって利用しやすい場、親しみを持ってもらえる場、問題が解決できる場であることが重要です。

市民活動支援センターの充実を含め、やしお生涯学習館全体を活性化させるため、その取り組みや運営方法、実施事業等について助言する（仮称）運営委員会の設置が必要であると考えます。この（仮称）運営委員会は、市民ニーズを伝える機関として市民活動支援センターの運営主体が公営であっても民営であっても、本市の市民活動支援を充実させるために不可欠であると考えます。

②市民活動支援センターは民間による運営を検討する

市民活動支援センターは、市民活動支援における中間支援組織として、その設置目的や活動内容から社会福祉協議会やNPO団体などの民間組織が中立の立場で運営するべきであると考えます。市民活動の支援には、知識や経験、ノウハウを蓄積する専任の職員の配置が重要ですが、市役所の職員は定期的に異動があり蓄積がされにくく、こうした観点からも民間組織による運営が望ましいと考えます。

●今後検討が必要な課題

提言をまとめる議論のなかで、市民活動支援センターの位置づけなどについて各委員の認識に違いがあることが分かりました。

今後、各委員の認識の違いを踏まえ、下記の課題などについて整理し検討を進めていく必要があります。

【検討課題】

①「市民活動支援センターの位置づけ」について

- A) 現在の市民活動支援コーナーの機能を拡充したうえで、やしお生涯学習館の一部として「市民活動支援センター」を位置づける。
- B) やしお生涯学習館を新たに「市民活動支援センター」として位置づける。

② 「市民活動支援センターの実施事業」について

- A) やしお生涯楽習館で実施している事業（生涯学習支援事業、市民活動支援事業）の一部を市民活動支援センターの事業（市民活動支援事業）として実施する。
- B) やしお生涯楽習館で実施している事業（生涯学習支援事業、市民活動支援事業）を統合して、市民活動支援センターで事業を実施する。

③ 「(仮称) 運営委員会の役割」について

- A) やしお生涯楽習館で実施している事業（生涯学習支援事業、市民活動支援事業）を効果的に実施し、やしお生涯楽習館の活性化を図るため(仮称) 運営委員会を設置し、楽習館の運営などについて助言を行う。
- B) やしお生涯楽習館を「市民活動支援センター」として位置付け運営していくため(仮称) 運営委員会を設置し、市民活動支援センターとしての運営方針や事業展開などについて検討する。

以上

※ 中間支援組織：多元的社会における共生と協働に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの担い手と受け手をコーディネートする組織。NPOセンター、ボランティアセンター、まちづくりセンターなど様々な形態が存在する。

4. 資料

〔資料1〕八潮市市民活動推進委員会規則

○八潮市市民活動推進委員会規則

平成 25 年 3 月 29 日

規則第 15 号

改正 平成 27 年 7 月 21 日規則第 38 号

平成 29 年 12 月 19 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八潮市附属機関設置条例(昭和 57 年条例第 15 号)第 3 条の規定に基づき、八潮市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 27 規則 38・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(小委員会)

第 8 条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、専門の事項を調査研究するため、小委員会を置くことができる。

(平 29 規則 25・追加)

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、市民活力推進部市民協働推進課において処理する。

(平 29 規則 25・旧第 8 条線下)

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平 29 規則 25・旧第 9 条線下)

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

[資料2] 八潮市市民活動推進委員会委員名簿

任期：令和元年6月7日～令和3年3月31日

(敬称略)

	所属等	氏名
1	八潮市町会自治会連合会	昼間 竹雄
2	八潮市社会福祉協議会	会田 信男
3	八潮市子ども会育成者連絡協議会	西田 幸子
4	八潮市ボランティアグループ連絡会	金津 億士
5	聖徳大学 名誉教授 事業構想大学院大学 事業構想研究所 プロジェクト担当 社団法人 全国元気まち研究会 理事長	福留 強
6	聖学院大学 政治経済学部 政治経済学科 副学長 教授	平 修久
7	青山学院大学 コミュニティ人間科学部 准教授	小川 誠子
8	東京音楽大学講師	佐藤 展子
9	八潮市手をつなぐ親の会 会長	佐川 美穂子
10	NPO 法人役員	松澤 利行
11	公募	篠田 昇
12	公募	高橋 金作
13	公募	高橋 倫代
14	公募	木村 真一郎
15	公募	平山 浩